

令和3年度

# 旭川市放課後児童クラブ 入会申込の御案内

申込受付期間

全学年共通

随時受付中

(入会希望日の2か月前から申込を受け付けます。)

担当・お問い合わせ

旭川市子育て支援部こども育成課こども事業係

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階

電話：0166-25-9127（直通） FAX：0166-26-5722

【受付時間】平日の午前8時45分から午後5時15分まで

URL：<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/258/>

## 1 放課後児童クラブとは

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により放課後に家庭にいない児童に、授業終了後や長期休業期間等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

放課後児童クラブでは、基本的な生活習慣の習得や、遊びや集団での生活を通じた自主性、社会性、創造性を培うことを目的とした活動を行います。

## 2 対象となる児童

旭川市立小学校に就学している児童で、「4 入会の要件」に定める要件に該当する方が対象です。

## 3 放課後児童クラブの概要

### ●開会日・開会時間

区分	開会時間
通常開会日（学校の授業日）	児童の下校時 ～ 午後6時30分
土曜日	午前8時 ～ 午後6時30分
学校の長期休業期間	
学校行事等の振替休業日	

※児童が全員帰宅した場合は、午後6時30分より前に閉会する場合があります。

なお、次のような場合は、放課後児童クラブの開会時間等を変更することがあります。

### ◆通常開会日（学校の授業日）

風水害や地震、事件や事故の発生等により、小学校の開校状況が変更となる場合については、原則として放課後児童クラブでは次のとおり対応しますので、あらかじめ御理解ください。

#### ① 小学校が臨時休校の場合

放課後児童クラブも臨時休会となります。

#### ② 小学校の下校時間が早まる場合

放課後児童クラブは開会時間を繰り上げて開会します。

（給食がない場合は、お弁当を持参してください。）

#### ③ 小学校の登校時間が遅くなる場合

放課後児童クラブは通常どおり開会します。

#### ④ 感染症等に伴い学級（学年）閉鎖となる場合

通常どおり開会しますが、感染防止のため当該学級（学年）に在籍する児童は利用できません。

### ◆学校休校日（土曜日、長期休業期間等）

通常の開会時間は午前8時から午後6時30分までとなりますが、災害等に伴い開会時間等を変更することがあります。

## ●開会しない日

定例休会	日曜日，祝日
	年末年始（12月30日～翌年1月4日）
	新年度受入準備（3月30日～31日）
臨時休会	インフルエンザ等の感染症により，臨時休校となる場合
	風水害・災害等により，臨時休校となった場合
	その他，休会が適当であると市長が認めた場合

### 災害等発生時の留意事項

- ・災害等により開会時間が変更となる場合は，児童の安全確保のため，必ず保護者のお迎えをお願いします。
- ・市ホームページに開会情報等を掲載しますので，御確認ください。
- ・その他の詳細については，当日の状況を踏まえながら，放課後児童クラブから個別に御連絡します。

## ●利用料（児童1人当たり）

運営負担金	放課後児童クラブの運営に必要な経費	月額 4,000 円
傷害保険料	放課後児童クラブでの事故やけがに対する補償	年額 800 円
児童クラブ費	おやつや工作費など児童に還元するもの	児童クラブごとに定める額 (月額 1,500 円～月額 2,000 円)

※各費用の納入方法は入会の決定後に御案内します。

## ●運営負担金の減免

次に該当する場合は運営負担金が減免されます。

減免を受けるには，「**放課後児童クラブ運営負担金減免申請書**」の提出が必要

区分	減免内容
生活保護を受給する世帯	月額 4,000 円 → 0 円
就学援助基準の準要保護世帯	月額 4,000 円 → 月額 1,500 円
2 子以上が同時に入会する場合	(1 人目) 変更なし (2 人目以降) 月額 4,000 円 → 月額 1,500 円

※就学援助に関するお問い合わせ：学校教育課学務課就学助成担当（TEL.25-9117）

※入会後に区分に変更が生じた場合は，速やかに児童クラブ又はこども事業係まで御連絡ください。

## 4 入会の要件

対象となるのは、次の全てに該当する場合です。

- 着替えやトイレなど、身の回りのことが自分でできる児童であること。
- 過去5年間に放課後児童クラブ運営負担金の未納がない世帯であること。
- 保護者（65歳未満の同居する成人全員）が次の(1)～(7)いずれかに該当すること。

要件	内容
(1) 保護者の労働	<p>次の要件をいずれも満たしていることが必要です。</p> <p>① 1か月に15日以上かつ3か月以上継続している（する見込みがある）こと。</p> <p>② 通勤時間等を考慮した上で、次の時間以降に保護者が留守であること。</p> <p>1年生 → 午後2時 2年生 → 午後2時30分 3年生以上 → 午後3時</p> <p>※シフト勤務の場合 ①を満たし、かつ、②を満たす日が1か月に7日以上あれば可となります。</p> <p>※夜勤（未明から明け方の時間帯にかけた勤務）を常態とした勤務の場合 個別に状況を確認した上での判断となりますので、こども育成課に相談してください。</p>
(2) 保護者の妊娠・出産	出産前3か月又は出産後3か月以内であること。
(3) 保護者の疾病・障害	病気、負傷、障害等により、長期にわたり通院または入院、自宅療養していること。
(4) 同居親族の介護・看護	親族等を常時介護または看護していること。
(5) 家庭の災害復旧	震災・風水害等の復旧にあたっていること。
(6) 就労を目的とした就学	就労を目的として職業訓練校や専門学校に通学していること（1か月15日以上かつ3か月以上継続）。
(7) 虐待やDVのおそれがあるとき	個別に御相談ください。

※着替えやトイレなどについて判断が難しい場合は、こども育成課に相談してください。

※運営負担金の未納については、入会を希望する児童だけではなく過去に利用した兄弟姉妹の運営負担金が未納となっている場合も含まれます。

### 【校区変更を行っている場合の注意事項】

祖父母や知人の家に帰ることを理由に校区変更をしている場合は、帰宅先となる祖父母や知人世帯の方々も、保護者と同様に満65歳未満の成人全員が労働等（(1)～(7)いずれかの要件に該当）で留守にしていることが必要となります（要件確認書類の提出も必要です）。

## 5 入会申込受付について

### 入会申込の前に必ずお読みください。

- ・夏休みや冬休みのみなどの一時的な入会は受け付けておりません。
- ・小学校に複数の放課後児童クラブがある場合は、住所や学年での分けを基本として、入会先となる放課後児童クラブを決定します。  
原則として入会先となる放課後児童クラブを希望（選択）することはできません。
- ・入会申込後に申込を取り下げの場合は、速やかにこども育成課まで連絡してください。
- ・定員超過など、放課後児童クラブの状況によっては、入会待機となることがあります。

#### ●受付期間

入会希望日の2か月前から申込を受け付けます。

#### ●受付場所

##### 就学先の小学校に開設している放課後児童クラブ

※小学校に複数の児童クラブがある場合は、いずれの放課後児童クラブでも受け付けます。

※小学校では受け付けできませんので御注意ください。

#### ●受付時間

学校の授業日	午後1時 ～ 午後6時30分
土曜日、学校の休業日	午前8時 ～ 午後6時30分

※放課後児童クラブの閉会日を除きます。

#### ●申込書類

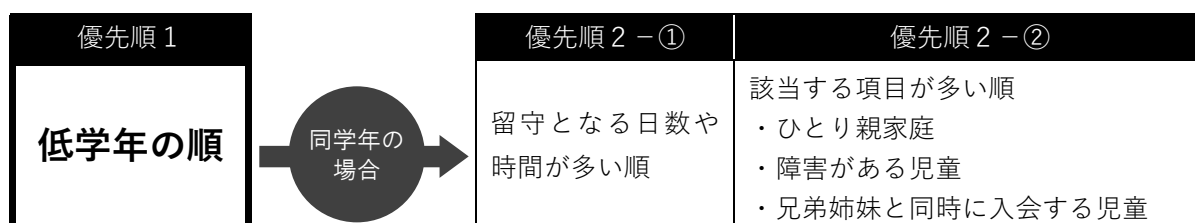
次の書類を提出してください。

書類	必要数
放課後児童クラブ入会申込書 <b>【全員必要】</b>	児童1人につき1部
保護者の入会要件に関する添付書類 <b>【全員必要】</b> ※9ページ目にある「放課後児童クラブ入会申込要件確認チャート」で確認してください。	保護者の人数分 ※世帯につき各1部
放課後児童クラブ運営負担金減免申請書 <b>【該当する場合のみ】</b>	世帯につき1部

#### ●入会決定

次の優先順に基づいて入会を決定します。

ただし、定員を超過した場合など、放課後児童クラブの状況によっては入会待機となる場合や、希望日から利用できないことがあります。



## ●入会可否の通知

入会可否が決定した方については、随時結果を送付します。

※通常、入会申込の審査には2週間程度の時間をいただいておりますが、添付書類等に不備があるなど審査に時間を要する場合がありますので、手続は余裕をもってお願いします。

## 6 放課後児童クラブの利用について

### 利用できる日・時間

放課後児童クラブを利用できる日と利用できる時間帯は、保護者が認められた利用要件（労働等）により実際に留守となる間に限ります。

仕事の休み等で在宅している場合や私用で留守となる場合は、利用を控えていただくようお願いします。

### 児童のお迎え

放課後児童クラブでは、児童の安全確保の観点から、児童帰宅時の保護者のお迎えを基本としていますので、保護者又は保護者に代わる人（祖父母や兄姉等）のお迎えをお願いします。

なお、小学校ごとの帰宅時間内であれば児童のみでの帰宅を認める場合もありますが、可能な限りお迎えをお願いします。

**私用で留守にするときや、午後6時30分までのお迎えが困難な場合は、ファミリー・サポート・センター（電話74-5380）等を活用するなど、適正な利用をお願いします。**

### 休会・退会について

#### ●休会

家庭状況の変化等により、一時的に放課後児童クラブを利用する必要がなくなったものの、その後短期間のうちに状況の変化が見込まれ、再び放課後児童クラブを利用する可能性がある場合は休会（1か月単位で連続2か月まで）することができます。

#### ●退会

家庭状況の変化等により、放課後児童クラブを利用する必要がなくなった場合又は要件を満たさなくなった場合は、退会の手続きが必要です。

※休会した月又は退会した月の翌月以降の利用料（運営負担金、児童クラブ費）は不要です（既にお支払い済の場合は、後日お返しいたします）。

※月の15日までに退会した場合は、当該月の運営負担金が半額になります（児童クラブ費は半額になりません）。

### 傷害保険について

放課後児童クラブでの活動中や小学校又は自宅と放課後児童クラブとの往復中の事故やけがに備え、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入していただきます。

保険料は児童1人につき年額800円です（保険料の振込手数料が別途自己負担となります）。

年度途中から入会する場合でも年額800円が必要です。また、休会又は退会した場合でも保険料はお返しできません。

## 7 旭川市が設置する放課後児童クラブ一覧（令和3年4月1日現在）

### ●箇所数

市内 42 小学校に計 83 か所

### ●放課後児童クラブ一覧表（公設）

児童クラブ名称	所在地	対象校	電話番号
東町	豊岡 3 条 1 丁目 東町小学校内	東町小	32-4219
北鎮	春光 6 条 6 丁目 北鎮小学校敷地内	北鎮小	52-5040
北鎮第二	春光 6 条 6 丁目 北鎮小学校内		080-8628-6587
東五条	東 5 条 5 丁目 東五条小学校内	東五条小	26-7590
東五条第二	東 5 条 6 丁目 1-8 タケダビル 1-C		26-0677
大有	旭町 1 条 6 丁目 大有小学校敷地内	大有小	53-8111
近文	緑町 17 丁目 近文小学校隣接	近文小	54-1027
近文第二	錦町 15 丁目 2980-23 1 階		54-4444
近文第三	錦町 15 丁目 旭川市民生活館		080-1865-6182
春光	末広東 1 条 1 丁目 1 階	春光小	55-7789
春光第二	末広東 1 条 1 丁目 2 階		55-4567
神楽	神楽 5 条 8 丁目 神楽小学校敷地内	神楽小	62-1594
神楽第二	神楽 5 条 6 丁目 2-1 エスティ神楽 1 階		61-0330
高台	春光台 4 条 4 丁目 高台小学校内	高台小	54-1020
青雲	曙 1 条 2 丁目 青雲小学校内	青雲小	24-3149
新富	新富 2 条 2 丁目 新富小学校内	新富小	26-8276
新富第二	新富 1 条 3 丁目 9-15 戸建て		25-7887
神居	神居 4 条 6 丁目 神居小学校敷地内	神居小	61-1716
神居第二	神居 5 条 7 丁目 2-3 戸建て		61-4500
千代田	東光 8 条 3 丁目 千代田小学校内	千代田小	34-9303
千代田第二	東光 8 条 3 丁目 千代田小学校内		31-1036
千代田第三	東光 10 条 3 丁目 5-12 1 階		34-0411
永山	永山 5 条 18 丁目 永山小学校敷地内	永山小	48-3940
永山第二	永山 5 条 18 丁目 永山小学校内		46-4446
永山第三	永山 2 条 18 丁目 2-33 1 階		48-2525
啓明	南 2 条通 22 丁目 啓明小学校内	啓明小	33-9273
啓明第二	南 2 条通 22 丁目 啓明小学校内		090-8427-4345
豊岡	豊岡 10 条 3 丁目 豊岡小学校敷地内	豊岡小	33-0953
豊岡第二	豊岡 11 条 3 丁目 豊岡地区センター内		080-9770-5900
豊岡第三	豊岡 8 条 3 丁目 8-16 1 階		32-1970
陵雲	末広 1 条 7 丁目 陵雲小学校内	陵雲小	57-4000
陵雲第二	末広 1 条 7 丁目 陵雲小学校内		57-1213
東栄	東光 4 条 6 丁目 東栄小学校敷地内	東栄小	34-5246
東栄第二	東光 4 条 6 丁目 東栄小学校内		34-1575
緑が丘	緑が丘 3 条 4 丁目 緑が丘小学校内	緑が丘小	65-4350

緑が丘第二	緑が丘3条4丁目 緑が丘小学校内		65-5050
末広	末広6条2丁目 末広小学校内	末広小	52-8654
永山西	永山7条11丁目 永山西小学校敷地内	永山西小	48-2269
永山西第二	永山7条11丁目 永山西小学校敷地内		48-2279
永山西第三	永山6条10丁目 永山大雪会館内		48-7751
忠和	忠和4条4丁目 忠和小学校敷地内	忠和小	62-3057
忠和第二	忠和4条4丁目 忠和小学校内		63-1661
忠和第三	忠和4条4丁目 忠和小学校内		63-0085
緑新	神楽岡4条5丁目 緑新小学校敷地内	緑新小	65-7451
緑新第二	神楽岡6条6丁目3-5 1階		65-1678
旭川第3小	東光8条8丁目 旭川第3小学校敷地内	旭川第3小	32-8353
旭川第3小第二	東光9条8丁目6-13 戸建て		32-2300
愛宕	豊岡8条6丁目 愛宕小学校内	愛宕小	31-9718
愛宕第二	豊岡8条6丁目 愛宕小学校内		080-9664-5400
神楽岡	神楽岡14条3丁目 神楽岡小学校内	神楽岡小	65-2022
神楽岡第二	神楽岡14条3丁目2-11 戸建て		66-0288
神楽岡第三	神楽岡14条3丁目2-11 戸建て		65-1234
永山南	永山9条6丁目 永山南小学校敷地内	永山南小	47-7880
永山南第二	永山9条6丁目 永山南小学校内		46-3166
永山南第三	永山9条6丁目 永山南小学校内		47-3618
永山南第四	永山11条4丁目 パワーズαビル2階		46-1155
西御料地	西御料1条2丁目 西御料地小学校隣接	西御料地小	66-0836
西御料地第二	西御料1条2丁目 西御料地小学校敷地内		66-0877
東光	東光17条6丁目 東光小学校敷地内	東光小	35-5894
東光第二	東光17条6丁目 東光小学校内		32-0128
東光第三	東光18条6丁目5-5 戸建て		31-1919
神居東	神居1条17丁目 神居東小学校内	神居東小	62-6993
神居東第二	神居2条16丁目 プラザはやし1階		63-2777
新町	4条西3丁目 新町小学校内	新町小	26-1551
末広北	末広5条11丁目 末広北小学校内	末広北小	57-0616
末広北第二	末広5条11丁目5-6 戸建て		57-5055
愛宕東	豊岡7条9丁目 愛宕東小学校敷地内	愛宕東小	32-3411
愛宕東第二	豊岡7条9丁目 愛宕東小学校内		33-5892
愛宕東第三	豊岡7条8丁目 愛宕富士住民会館内		080-8626-5896
向陵	住吉5条1丁目 向陵小学校内	向陵小	55-6664
向陵第二	住吉5条1丁目 向陵小学校内		55-7088
旭川小	東旭川南1条6丁目 旭川小学校内	旭川小	36-1123
旭川小第二	東旭川南1条6丁目 東旭川こども園内		36-1263
北光	旭町1条16丁目 北光小学校内	北光小	55-7002
共栄	豊岡2条10丁目 共栄小学校敷地内	共栄小	37-2899
共栄第二	豊岡1条8丁目2-15 戸建て		080-9771-4655
近文第1小	東鷹栖3線10号 近文第1小学校内	近文第1小	57-0122



正和	大雪通 8 丁目 正和小学校内	正和小	27-6500
永山東	永山町 13 丁目 永山東小学校敷地内	永山東小	48-2820
知新	8 条通 13 丁目 知新小学校内	知新小	24-2301
知新第二	6 条通 11 丁目 55-10 ラポール 6 条 1 階		24-7212
朝日	5 条通 19 丁目 1717-83 エンドレス 519 1 階	朝日小	35-8500
西神楽	西神楽南 1 条 1 丁目 西神楽宮前こども園内	西神楽小	76-4327

### ●運営委託先

公設の放課後児童クラブについては、運営を次の民間事業者に委託しています。

- ・ 旭川小／旭川小第二放課後児童クラブ (福)旭川保育会
- ・ 西神楽放課後児童クラブ (福)旭川松の木会
- ・ 上記以外の放課後児童クラブ シダックス大新東ヒューマンサービス(株)

## 8 民間事業者による放課後児童クラブ一覧 (令和3年4月1日現在)

※民間放課後児童クラブの利用を希望される場合は、各放課後児童クラブに直接お問い合わせください。

### ●放課後児童クラブ一覧表 (民間)

クラブ名	所在地	運営事業者	連絡先
アフタースクール“あゆみ”	旭神町 22-54	(学)川島学園	66-2332
みどりクラブ	金星町 1 丁目 3-5	(学)旭川報恩学園	26-2972
集イーバ (つどいーば)	川端町 3 条 4 丁目 1-6	らんけい保育園	51-0613
旭川蘭契放課後児童クラブ	末広 1 条 2 丁目 2-21	(福)旭川菁莪会	53-5386
ふれんどりーくらぶ	東光 1 条 1 丁目 2-12	あさひかわ福祉生活協同組合	33-1920
放課後児童クラブ 「森のひみつきち」	東鷹栖 4 条 5 丁目 639-162	(福)のぞみ会	73-6911
真和保育園放課後児童クラブ	東光 17 条 5 丁目 3-12	(福)旭川福祉事業会	76-7092
放課後児童クラブ 『チャレンジ秋月』	秋月 2 条 2 丁目 2-21	(福)旭川保育会	46-1080
東光宮前放課後児童クラブ	東光 6 条 4 丁目 3-45	(福)旭川松の木会	74-3690
アフタースクールケア グリーンフィールド	永山 7 条 20 丁目 109-69	(福)旭川水芝会	76-6080
放課後児童クラブ大町キッズ	大町 2 条 12 丁目 66-21	(福)のぞみ会	73-8625
放課後児童クラブ「ナーモ」	春光台 3 条 4 丁目 7-1	(学)御西学園	51-3850
児童クラブ ふらっと	緑が丘南 3 条 1 丁目 5-24	合同会社もぐら社	56-1093
児童クラブ ほびっと	神居町神岡 242-1	(福)旭川泉会	61-2233
じどうくらぶ olioli	神居 3 条 1 8 丁目 2-1	個人	63-6117

# 放課後児童クラブ入会申込要件確認チャート

※基準日は利用開始希望日（年度当初の入会申込の場合は、令和3年4月1日）です。

次の全てに該当する。

- 児童は小学生である。
- 児童は、着替えやトイレなど身の回りのことがおおむね1人でできる。
- 過去5年間、世帯における放課後児童クラブ運営負担金の未納がない。

はい

同居している65歳未満の成人全員が、(1)~(6)いずれかの要件に該当する。

※祖父母や知人宅への帰宅を理由として校区変更している場合は、帰宅先となっている祖父母や知人等（65歳未満に限る）も保護者と同様に(1)~(6)いずれかの要件に該当することが必要です。

いいえ



**利用できません**

※運営負担金に未納がある場合、申込は受け付けますが、運営負担金の納入が確認できるまでは入会を決定できません。

※着替えやトイレに不安がある場合は、こども育成課に相談してください。

いいえ



(1) 仕事をしている。

次のいずれにも該当する。

- ① 勤務（通学）日数が月15日以上であり、基準日から3か月以上継続する。
- ② 通勤時間を考慮した上で、次の時間以降に留守になる。  
1年生 → 午後2時  
2年生 → 午後2時30分  
3年生以上 → 午後3時

※シフト勤務の場合

- ①を満たす勤務日数のうち、②を満たす日が7日以上あれば可とします。
- ※出産等に伴い、上記の要件を満たさなくなる場合で、その後も他の要件により継続して利用を希望するときは、「異動届」と該当する添付書類が必要です。

会社員

**勤務証明書**

※本人が法人格を有する団体（〇〇会社、〇〇法人等）の代表者となっている場合は、本人（代表者名）の証明で構いません。  
※シフト表や勤務実態がわかる書類等を添付していただく場合があります。



自営業

**自営業確認書**

※自営業とは、法人格を有さない個人事業主です。  
※居住地の民生委員の確認が必要です。



通学中

**① 在学証明書**

**② 入会要件申出書**



(6) 就労を目的として通学している。

**利用できる期間の例**

出産予定日が8/25、誕生日が9/5の場合。  
出産前→5/1から9/5まで利用可能  
出産後→9/5から12/31まで利用可能

(2) 出産前後いずれか3か月以内である。

出産予定日から3か月前となる日が属する月の初めから、誕生日から3か月後となる日が属する月の末日まで利用できます。

※上記期間経過後に他の要件を満たしていなければ退会となります。

**① 母子健康手帳の写し**

- 出産前→表紙
- 出産後→出生届出済証明欄

**② 入会要件申出書**



(3) 病気やけがで療養中又は精神若しくは身体に障害がある。

次のいずれかにより児童を監護することができないと認められるとき。

- ① 長期の入院又は通院を必要とする。
- ② 精神又は身体に障害がある。

**① 診断書又は次のいずれかの手帳の写し**

- ・療育手帳
  - ・精神障害者保健福祉手帳
  - ・身体障害者手帳
- ※④の場合は、同居家族の分が必要です。

**② 入会要件申出書**



(4) 同居の家族を常時介護・看護している。

同居の家族が病気やけが、精神又は身体の障害により療養中であって、常時介護や看護が必要な場合。

**① 災証明書**

- 自然災害のとき → 消防本部防災課（東光 27-8 総合防災センター3階 TEL. 33-9969）
- 火災のとき → 南消防署調査担当（7-10 旭川市第二庁舎1階 TEL. 23-4649）

**② 入会要件申出書**



「放課後児童クラブ入会申込書（表）」記入例

様式第1号（第5条関係）

放課後児童クラブ入会申込書

令和 年 月 日

（宛先）旭川市長

次のとおり放課後児童クラブへの入会を申し込みます。

保護者	ふりがな	いくせい けんた		生 年 月 日		
	氏 名	育 成 健 太		昭和・平成	55 年 5 月 5 日	
	住 所	〒 070 - 8525 旭川市 7 条通 10 丁目 旭川市第二庁舎 5 階				
電話番号	(通 常) 0166 - 25 - 9127		自宅・父・母・その他 ( )			
	(緊 急 時) 090 - 1234 - ****		自宅・父・母・その他 ( )			
入会希望する児童	ふりがな	いくせい まさいち	生 年 月 日		性別	保護者との続柄
	氏 名	育 成 全 一	平成 25 年 9 月 9 日		男・女	子
	小学校名	旭川市立 育成 小学校 ( 1 年生)		1 週間当たりの利用予定日数		5 日
	障害者手帳又は療育手帳の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (手帳名 身体障害者手帳) <input type="checkbox"/> 無		兄弟姉妹の入会の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	特別支援学級・通級指導教室への在籍の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (内容について、次のうち該当するものを○で囲んでください。) 【特別支援学級】 知的障害 病弱・身体虚弱 肢体不自由 自閉症・情緒障害 弱視 難聴 【通級指導教室】 言語障害 難聴 学習障害 情緒障害 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 無				
健康面・生活面の配慮の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (内容 人が多いところでは落ち着きがなくなることがある。) <input type="checkbox"/> 無					
入会を希望する期間	令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで					
入会を必要とする理由	続 柄	必 要 と す る 理 由				
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 同居親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	母	<input type="checkbox"/> 就労 <input checked="" type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 同居親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	祖母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input checked="" type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 同居親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	おば	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 同居親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )				

※裏面にも記入欄があります。忘れずに記入してください。

記入上の注意

- ・「1 週間当たりの利用予定日数」には、1 週間の利用予定日数を記入してください。  
なお、記入された日数に基づいて利用を制限するものではありません。
- ・「健康面・生活面の配慮の必要性」には、児童の心身の状態や性格等による配慮の有無及び内容を記入してください。
- ・「入会を希望する期間」の始期には、利用開始希望日を記入してください。  
なお、月の16日以後に入会する場合は、入会した月の運営負担金が2,000円になります。

「放課後児童クラブ入会申込書（裏）」記入例

家族の状況

区分	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	職業、勤務先又は 学校名等	同居・別居
申込みに係る児童以外の家族	いくせい けんた 育成 健太	父	明・大 昭平令 55年5月5日	旭川子育て支援商事㈱	同・別
	いくせい はなこ 育成 花子	母	明・大 昭平令 58年11月11日	妊娠中	同・別
	いくせい さくら 育成 さくら	妹	明・大 昭平令 28年3月3日	旭川育成保育所	同・別
	ほうか ごう 放課 豪	祖父	明・大 昭平令 25年6月6日	無職	同・別
	ほうか いくこ 放課 育子	祖母	明・大 昭平令 30年8月8日	病気のため入院中	同・別
	ほうか あい 放課 愛	おば	明・大 昭平令 61年2月2日	喫茶 放課 ※自営	同・別

- (注) 1 両面とも太枠内をすべて記入してください。  
 なお、記入内容は、放課後児童クラブに関すること以外には使用しません。
- 2 「保護者」欄に記載された方を宛先として文書等を送付します。
- 3 「住所」欄は、アパートやマンション名まで記入してください。
- 4 障害者手帳等をお持ちの場合は、手帳名（身体障害者手帳等）を記入してください。
- 5 「兄弟姉妹の入会の有無」欄は、既に入会している又は申込みをしている兄弟姉妹の有無について記入してください。
- 6 「健康面・生活面の配慮の必要性の有無」欄は、心身の状態や性格等による配慮の有無や内容について記入してください。
- 7 「入会を希望する期間」欄は、最長で申込み年度の3月31日までです。
- 8 「入会を必要とする理由」欄は、世帯内の65歳未満の成人すべてについて記入してください。  
 なお、入会を必要とする理由が複数ある場合は、該当するものすべてを選択してください。  
 また、「続柄」欄は、入会を希望する児童から見た対象者の続柄を記入してください。
- 9 「家族の状況」欄は、入会を希望する児童以外のすべての世帯員について記入してください。
- 10 次の場合も「家族の状況」欄の記入が必要です。対象者の氏名等を記入し、「職業・勤務先又は学校名等」欄に住所を記入してください。  
 ・父母等が単身赴任中の場合  
 ・親戚や知人宅を帰宅先として校区変更している場合
- 11 離婚を前提として別居している場合は、相手の氏名等を記入し、「職業・勤務先又は学校名等」欄に「離婚協議中」等と記入してください。なお、別居している相手の添付書類は不要です。